

○財務省告示第三百五十二号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十三年十月三十一日

財務大臣 安住 淳

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十三年度の初日から平成二十三年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	〇トン
二	〇トン
三	八・三トン
四	一一、五四五トン
五	六六〇トン

二〇	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一〇	九	八	七	六
一七一トン	六一五トン	九、七三二トン	六七、五一四トン	四、五三三トン	一三三トン	三七三、九六六トン	七二八、二一〇トン	三、四六八、一二八トン	四〇、三四七トン	一二、七〇七トン	一、九六五トン	二〇、八九五トン	二〇・三トン	二六・五トン	一一トン

二九		二三三トシ
二八		一トシ
二七		五、五六一トシ
二六		二、三五〇トシ
二五		〇トシ
二四		一七トシ
二三		二、〇五八トシ
三三		三一〇トシ
三一		一四、六六五トシ